

○広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸の共同利用等に関する申合せ

平成30年 7月20日

学部長決裁

広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸の共同利用等に関する申合せ

第1 この申合せは、広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営内規（平成16年4月26日学部長決裁）第11条及び広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸共同利用細則（平成22年9月27日学部長決裁。以下「利用細則」という。）第13条の規定に基づき、広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸（以下「豊潮丸」という。）の共同利用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 利用細則第2条に定める共同利用において、申請ができる機関及び個人は次のとおりとする。

- (1) 国内外の大学又は高等専門学校（以下「他大学等」という。）
- (2) 豊潮丸に乗船を希望する他大学等の学生及び航海責任者が航海計画において同乗することを認めた者（以下「学生等」という。）

（共同利用の区分）

第2 共同利用は次の区分に分けて、公募の実施又は利用申請を受け付けるものとする。

(1) 単独航海利用

教育実習航海として他大学等が航海計画を立案し、他大学等の学生が乗船定員の範囲内で教員の引率の下、実施する航海において利用する場合。

(2) 混乗航海利用

広島大学が主催する教育実習航海、調査実習航海、社会貢献航海のうち、乗船定員に余席がある航海において、航海責任者が認めた学生等が利用する場合。

（共同利用の公募）

第3 広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸共同利用運営協議会（以下「運営協議会」）は、利用規則第5条1号に規定する共同利用に係る公募及び選考を行うため、毎年度、第2(1)及び(2)の区分ごとに公募要領を作成し、関係の他大学等へ周知を行うほか、生物生産学部ホームページ等を活用し、広く共同利用の公募を行うものとする。

2 公募要領には、公募内容、申込資格、申込期限、申込先、審査及び採否などの情報を記載する。

（利用申請）

第4 共同利用を希望する者は、利用の区分ごとにそれぞれ次に定める様式に必要な事項を記載し、利用申請するものとする。

- (1) 単独航海利用……別記様式1
- (2) 混乗航海利用……別記様式2

（利用の許可）

第5 第4(1)については、運営協議会で審査・承認後、学部長が許可を行い申請者に通

知するものとする。

- 2 第4(2)については、航海責任者が余席及び乗船について確認を行い、航海責任者が利用の可否を決定し、申請者に連絡するものとする。
- 3 利用を許可された者は、別記様式3に定める「乗船者名簿・食事表」を作成の上、航海責任者を通じて航海実施日の10日前までに豊潮丸船長に提出し、内容の確認を受けるものとする。
- 4 利用を許可された者は、別記様式4に定める「覚書」を航海実施日の原則10日前までに豊潮丸に提出するものとする。なお、「覚書」を提出しない者は乗船の許可を取り消す。

(利用にかかる経費)

第6 豊潮丸乗船に際し、利用者が負担すべき経費は別に定める。

(共同利用以外の利用)

- 第7 共同利用以外に練習船基地(棧橋)の利用に関する申請があった時は、豊潮丸船長が利用申請の可否について決定し、通知するものとする。
- 2 練習船基地(棧橋)の利用を希望する者は、原則として利用日の2日前までに別記様式5に必要事項を記載し、豊潮丸船長に利用申請するものとする。

附 則

- 1 この申合せは、平成30年7月21日から施行する。
- 2 この申合せの制定に伴い、「広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸の共同利用に関する申し合わせ(平成29年7月4日承認)」は廃止とする。